

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案
に関する意見募集について

令和6年10月17日
経済産業省
国土交通省

国土交通省では、令和6年7月19日（金）から8月25日（日）までの期間において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
1.	<p>昨今の温暖化を考えるにあたり空調機の能力を下げすぎると居住者の健康が損なわれる可能性があり、基準の無理な引き上げは、クリアすることが難しいと思われる。</p> <p>中規模非住宅基準の水準は工場等の0.75以外は全て係数0.85とされるよう検討されたい。</p>	<p>基準の分かりやすさを確保する観点から、先行する大規模の基準と同一の水準設定としております。現状でも引上げ後の基準の水準への適合率は用途に応じて5割から8割となっており、また技術的にも現在普及している設備により基準達成が可能と考えています。</p>
2.	<p>計算対象設備を設置せずに竣工するテナントビルのような場合、今回の基準引き上げに対し、どのように基準に適合していることを確認するのか。</p> <p>また、これに伴ってWEBプログラムの改修は行われるのか。</p>	<p>入居テナントが設置する設備については、WEBプログラムの入力シートに入力しないことで「評価対象設備なし」として評価を行い、所管行政庁等へ提出します。完了検査の際は、設備の設置がないことを確認することになります。</p> <p>また、基準引上げに伴ってのWEBプログラムの改修は不要と考えています。</p>